

最後だとわかっていたら

ローラ ホートン

あなたが眠りにつくのを見るのが

最後だとわかっていたら

わたしは もっとちゃんとカバーをかけて

神様にその魂を守ってくださるよう祈ったろう

そして私達は 忘れないようにしたい

あなたがドアを出て行くのを見るのが

最後だとわかっていたら

わたしは あなたを抱きしめてキスをして

そしてまたもう一度呼び寄せて 抱きしめただろう

若い人にも 年寄った人にも

明日は誰にも約束されていないのだということ

愛する人を抱きしめるのは

今日が最後になるかもしれないことを

あなたが喜びに満ちた声をあげるのを聞くのが

最後だとわかっていたら

わたしは その一部始終をビデオにとって

毎日繰り返し見たらろう

明日が来るのを待っているなら

今日でもいいはず

もし明日が来ないとしたら

あなたは今日を後悔するだろうから

確かに いつも明日は やってくる

見過ごしたことも取り返せる

やりまちがったことも

やり直す機会が いつでも与えられている

微笑みや 抱擁や キスをするための

ほんのちょっとの時間を どうして惜しんだのかと

忙しさを理由に

その人の最後の願いとなってしまったことを

どうして してあげられなかったのかと

「あなたを愛してる」と言うことは

いつだってできるし

「何か手伝おうか?」と声をかけることも

いつだってできる

でも もしそれがわたしの勤怠いで

今日で全てが終わるとしたら

わたしは 今日

どんなにあなたを愛しているか 伝えたい

だから 今日

あなたの大切な人たちを しっかりと抱きしめよう

そして その人を愛していること

いつでも いつまでも大切な存在だと言うことを

そっと伝えよう

「ごめんね」や「許してね」や「ありがとう」や

「気にしないで」を伝える時を持つよう

そうすれば もし明日が来ないとしても

あなたは今日を後悔しないだろうから

(訳: 佐川 睦)

特集：改正雇用対策法が成立

若者や女性、高齢者らの就業機会拡大などを目指した「改正雇用対策法」が成立しました。今年の9月までに施行される予定です。

雇用対策法は、「国が雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的」として、昭和41年に制定された法律です。

同法には、平成13年10月に「労働者の募集・採用に際しては、労働者にその年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう努めなければならない」という努力義務規定が追加されましたが、今回の改正により、**求人の際の年齢制限が原則として禁止**されました。

また、**外国人労働者の**雇用管理の強化を図るため、採用・離職時に、**氏名・在留資格などを厚生労働省に届け出ることが事業主に義務付けられました。**

今回の改正のねらい

求人時における年齢制限の原則禁止には、就職氷河期に卒業した「年長フリーター」といわれる人たちが高齢者の再就職を促進するというねらいがあります。

また、外国人労働者に対する事業主の届出義務は、不法滞在の防止や摘発の促進が目的とされています。

どちらの法律も先の国会で成立しました。ご覧戴いた皆様は、法の目的を理解しつつ、現場との間には非常に難しい側面を持ち合わせていることを感じておいででしょう。施行日に向けて、ご一緒に理解を深め、検討・準備を重ねてまいりましょう。(社会保険労務士門田陽子)

pick up! Report 「ジョブカード」ってなあに？

「ジョブ・カード」は「成長力底上げ戦略(※)」の「人材能力戦略」の中で提起されていたもので、政府は7月24日、「ジョブ・カード制度」の運営方法を盛り込んだ中間報告を発表しました。

このカードには“職務経歴”や“教育訓練の受講・修了の状況”、“取得した資格”などの情報がまとめて記載されます。ハローワークやジョブカフェ等で発行され、フリーターや子育て終了後の女性、新卒者などの職業能力形成や就職活動を支援することが目的です。政府は、カードの取得者数を3年間で50万人、5年間で100万人程度と見込んでいます。

※「ジョブ・カード」について、詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/siryu/pdf/20070725a.pdf>

<http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/siryu/pdf/20070725b.pdf>

※成長力底上げ戦略推進円卓会議

<http://www.kantei.go.jp/ip/singi/seichou2/index.html>

編集後記：

今月は、ローラ ホートンさんの「最後だとわかっていたら」をご紹介します。9.11同時多発テロのあと話題となり、世界中が感動した詩の邦訳が今年7月、出版されました。私自身、初めてこの詩を読んだとき、心が震える思いがしました。～もし、明日が来ないとしたら～あなたは、どのようなことを考え、どのような行動をおこしますか？世界を見渡せば、戦渦にまきこまれ、兵として派遣され、戦いの中におかれた人々があります。今年も私たちは8月をむかえました。平和への祈りをこめて、静かに夏の夜を過ごすのもよいかもかもしれません。

本の紹介にはこのように書かれていました。もし、明日が来ないとしたら、今日、どんなにあなたを愛しているか伝えたい。子どもを、恋人を、兄弟を、親を…、大切な人を想いながら、この詩を読んでください。と。



特集：改正パートタイム労働法が成立

政府の再チャレンジ支援策の一環である「改正パートタイム労働法」が成立しました。一部を除き、来年4月1日より施行されます。

対象となる「パートタイム労働者」は？

「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされており、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「短時間労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。



今回の主な改正点

業務内容が正社員と同程度のパートタイム労働者については、**給与などの面での差別的待遇を禁止**し、正社員と平等な扱いを事業主に義務付けています。

具体的には、

1. 職務内容や責任、勤務時間の長さが正社員とほぼ同じ
2. 契約更新の繰返しがあり雇用期間が限定されていないなどの条件を満たすパートタイム労働者については、賃金や教育訓練、福利厚生などの待遇面で正社員との差別を禁止しました。実際にはこの定義の対象となる「正社員並みパートタイム労働者」は、約1,200万人であり、パートタイム労働全体の数が対象にすぎないとみられています。

また、パートタイム労働者を雇用する企業に対しては、パートタイム労働者が正社員になるための応募の機会を設けるなど、正社員への転換の機会を義務付け、また、対象外となるパートタイム労働者にも正社員と均衡の取れた待遇を確保するよう努力義務を課しています。

Topics～日々流れる情報をスポットでお知らせ！

【雇用】

- 中小企業も障害者雇用未達成納付金支払義務の対象に(8/1)
- 6月の求人広告掲載件数、前年同月比8.4%増(7/25)
- 2008年度から「ジョブカード制度」導入へ(7/24)
- 2014年までに介護職員40～60万人増員が必要
～厚労省推計(7/23)

【労働】

- 石綿の無料健康診断対象者の要件を緩和へ(7/31)

【年金】

- 民主党が「年金保険料流用禁止法案」を提出へ(7/20)
- 公的年金の積立金運用が4年連続で黒字(8/1)

【関連情報】

- 平均寿命～男性女性とも過去最高(7/27)
男性79歳(世界第2位)女性85.81歳(22年連続世界1位)
- 離婚件数が2カ月連続で増加(7/24)

Kadota office.com 2007. 8

#発行:2007年8月8日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>